

## FMがいや「ヒマな時間」

- 📅 毎週火曜日 午後5時(再放送午後9時)
- 🎵 音楽仲間との濃密なトークや弾き語りをお楽しみください▶水谷 均 さん
- 📞 FMがいや ☎49 - 1769 ✉ r-m@gaiya769.jp



I D : 0096718

## 市民サービスセンターをご利用ください

3月～4月は、転入・転出の手続きなどのために市民課窓口が大変混雑します。住民票、戸籍謄抄本や各種証明書などが必要な人は市民サービスセンターもご利用ください。

- 📅 午前9時45分～午後6時30分(木曜定休)
- 📍 きさいやロード
- 📞 市民サービスセンター ☎22 - 0205



I D : 0087140

## 宝くじ助成で地域交流拠点施設を整備

旧浦知小学校を地域交流拠点施設として活用するため、トイレを整備しました。

- 📞 高齢者福祉課地域包括支援センター ☎49 - 7019



I D : 0096753

## 宝くじ助成で防災資機材を整備

元町自治会自主防災会が防災資機材(物置や発電機など)を整備しました。

- 📞 危機管理課復興まちづくり推進係 ☎49 - 7083



I D : 0095652

## 令和6年 春季全国火災予防運動(3月1日(金)～7日(木)) 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

### ■住宅防火 いのちを守る10のポイント

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない
- ② ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④ コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグを抜く
- ⑤ ストープやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ⑥ 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ⑦ 寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する
- ⑧ 消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑨ 避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑩ 防火防災訓練への参加など地域ぐるみの防火対策を行う

- 📞 宇和島地区広域事務組合消防本部予防課予防係 ☎22 - 7501

## 市県民税申告・所得税および復興特別所得税確定申告

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**日** 3月15日(金)までの平日 午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分

**場** 市役所 602会議室、吉田・三間支所、岩松公民館

**対** 令和6年1月1日に市に住所があり、令和5年中に①～③の所得があった人、国民健康保険の被保険者、令和5年中の収入が無い人

- ①営業、農業、漁業などの事業所得
- ②家賃、配当、恩給、年金、利子、譲渡などの所得
- ③次のいずれかに当てはまる給与所得者

- ▶勤務先から市に給与支払報告書が未提出
- ▶2ヵ所以上から給与を受けた
- ▶医療費控除などを受けようとする人
- ▶令和5年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出
- ▶年末調整をしていない など

**問** 税務課市民税係 ☎49-7010 または 各支所税務係



ID: 0044862

## 宇和島税務署から確定申告のお知らせ

### ■スマートフォンで確定申告

国税庁ホームページの画面案内に従って入力するだけで、申告書などの作成やe-Taxによる送信ができます。



### ■確定申告会場

**日** 3月15日(金)までの平日 午前9時～(受付：午前8時30分～午後4時)

※会場の混雑状況により、午後4時前でも受付を終了する場合があります。

**場** 宇和島税務署

### ■電話による申告相談

所得税、消費税、贈与税の確定申告に関する質問や相談に答えます。

**日** 3月15日(金)までの平日 午前8時30分～午後5時

**問** 国税相談ダイヤル ☎0570-00-5901

**問** 宇和島税務署 ☎22-4511



ID: 0057116

## 物価高騰対応重点支援給付金

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶①住民税非課税世帯②住民税均等割のみ課税世帯③こども加算

**内** ①7万円/世帯②10万円/世帯③5万円/18歳以下の子ども

**対** ①令和5年12月1日時点で市の住民基本台帳に登録があり、世帯構成員全員が令和5年度住民税非課税の世帯※課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除く

②令和5年12月1日時点で市の住民基本台帳に登録があり、世帯構成員全員が令和5年度住民税均等割のみ課税である、または、住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯※課税者の扶養親族のみで構成される世帯は除く

③①または②に該当し、世帯内で18歳以下の子どもを扶養する世帯

**問** 福祉課福祉総務係 ☎49-7109



ID: 0095718

## 国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

**内** 承認期間：4月～翌年3月(承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに日本年金機構より再申請の用紙が届きます。)

**対** 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)に在学する学生など

学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも後から納付(追納)することをお勧めします。令和6年度は学生納付特例制度を利用しない場合は、納付書を送付しますのでお問い合わせください。

**問** 宇和島年金事務所 ☎22-5440



ID: 0096643